

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丁教厚発第216号
令和3年5月21日
警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について(通達)

「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丙教厚発第1号ほか)により、職員の感染が確認された場合の対応として、当該職員の勤務官署、出入りした警察施設、接触した物品等に対する所要の消毒措置を行うこととされているところであるが、現時点における感染の拡大防止のために有効とされる消毒措置の実施要領は下記のとおりであるので、各機関における対策の参考とされたい。

なお、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丁教厚発第2号)は、廃止する。

記

1 必要な装備資機材

サージカルマスク(不織布マスク)、使い捨てゴム手袋、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)、ペーパータオル、ゴミ袋等

2 作業従事者が着装すべき装備資機材

消毒作業を行う職員は、感染予防及び皮膚の保護のため、サージカルマスク及び使い捨てゴム手袋を着装すること。また、職員の感染が確認された場合等においては、防護服、防護マスク、ゴーグル等を着装するなど、保健所からの指導・助言に従うこと。

3 消毒作業の要領

(1) 消毒剤の準備

物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.05%のもの。市販の塩素系漂白剤等で可)が有効であるとされていることから、製品の原液濃度に応じ、適切な用量に希釈すること。

なお、次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒剤がない場合は、消毒用アルコール

等を代用すること。

(2) 対象物

机、椅子、電話、パソコンのキーボード、マウス等のほか、共用文房具、ドアノブ、照明スイッチ、コピー機の操作部、エレベーターのボタン、階段の手すり、水道の蛇口、トイレの流水レバー、便器の蓋等、不特定多数の者の手指が接触する頻度が高い物品や箇所を中心に、幅広く実施することが望ましい。

(3) 消毒方法

ペーパータオル等に十分な量の消毒剤を含ませて対象物を拭き、その後水拭きすること。ただし、金属製のものに使用すると腐食する可能性があるので注意すること。

(4) 消毒後の措置

消毒作業に使用したペーパータオル、サージカルマスク、使い捨てゴム手袋等は、ごみ袋の口を結んで密封し、廃棄すること。この際、サージカルマスクの不織布部分、使い捨てゴム手袋の表面等、ウイルスが付着している可能性のある箇所には素手で触れないよう注意すること。

また、作業従事者は、作業終了後、石けんによる入念な手洗い及び消毒用アルコールによる手指消毒を徹底すること。

(5) 留意事項

ア 前記(1)の消毒剤のほか、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」等によれば、一定条件を満たす住宅用・台所用洗剤、次亜塩素酸水、**有機物が存在する環境下での使用が想定されている次亜塩素酸水**等も消毒剤として有効であるとされていることから、それぞれの使用方法、注意事項等に留意しつつ、これらを使用することも差し支えない。

イ 消毒剤の使用に際しては、製品の容器等に記載されている使用上の注意を踏まえ、対象物を棄損することのないよう十分に留意しつつ、適切な方法により消毒作業を行うこと。

ウ 消毒剤の空間噴霧は、眼や皮膚への付着、吸入等の危険性があることから行わないこと。

エ 消毒に関して保健所からの指導、助言等がある場合は、これに従うこと。

**※これは、令和3年6月12日に 警察庁ウェブサイト掲載の「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について（通達）」
<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/20210521kyoukou.pdf> をもとに、三慶株式会社が「次亜塩素酸水」記載部分にマーカーしたものです。**